

札幌市医療的ケア児支援検討会

令和4年度第1回会議

会 議 録

日 時：2022年8月31日（水）午後7時開会
場 所：オンライン会議（Z o o m）

※当会議録は、個人情報保護の観点から、一部個別ケース事例に係る部分を修正して公開しております。予めご了承ください。

1. 開 会

○事務局（児玉企画調整担当課長） 皆さん、こんばんは。

本日は、お忙しい中をお時間いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、札幌市保健福祉局障がい福祉課企画調整担当課長の児玉と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、4月から担当になりまして、これまで、医療的ケア児はニュースや新聞でしか言葉を聞いたことがなかったのですけれども、今後、皆様と一緒に勉強していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

では、ご案内の定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回札幌市医療的ケア児支援検討会を開催いたします。

この会議は、前回同様、オンライン開催となりますので、各議題で報告をいただいている間、ほかの音が入ることを防ぐため、お聞きになっている方はマイクをミュートにしてくださいようお願ひいたします。

会議中はカメラをオンにし、皆様のお顔が見える状態で進めたいと考えております。ご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、本会議は、記録のため、録画、録音をさせていただいております。その点につきましても、あらかじめご了承ください。

また、今回の会議につきましては、一般傍聴なしという形で運営いたします。そちらも併せてご報告させていただきます。

資料につきましては、事前にお送りいたしました会議次第と委員名簿、資料1、学齢期以降課題等検討用資料でございます。

各議題の説明の際は、順次、画面にも表示していきたいと思っておりますが、お使いのデバイスによっては画面が小さい場合もあると思いますので、お手元の資料か画面のどちらか見やすいほうをご参照いただければと思います。

まず、初めに、今年度、人事異動等により交代されました委員のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びした委員におかれましては、一言、ご挨拶をお願ひいたします。

では、最初ですが、札幌訪問看護ステーション協議会副会長の鈴木絵麻委員に代わりまして、札幌訪問看護ステーション協議会副会長の池田洋美委員、よろしくお願ひします。

○池田委員 こんばんは。

札幌訪問看護ステーション協議会の副会長をさせていただいております池田洋美と申します。

私も、医療的ケア児に関してはまだまだ全然無知なので、一緒に勉強させていただきたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 次に、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課の松村達哉委員に代わりまして、同じく、保健福祉局障がい福祉課給付管理係長の藪谷宣彦委員です。

○藪谷委員 皆さん、初めまして。

障がい福祉課で給付管理係長をしております藪谷です。

松村の後任ということで、主に、障がい福祉サービスの給付決定に関する制度についての担当をしております。

医ケア児について、僕もあまり知識のないところからのスタートですので、この場でいろいろな勉強をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 続きまして、札幌市福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課の田中宏司委員に代わりまして、同じく、保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課運営指導係長の廣部尚久委員です。

○廣部委員 廣部です。よろしく申し上げます。

今年4月に障がい福祉課に戻ってきたのですが、2年間離れていまして、その前は一般職で4年間運営指導係にありました。

2年間の間に忘れてしまった部分であったり、状況が変わった部分もいろいろあるかと思っておりますので、また改めて勉強させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 続いて、札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課の星野由美子委員に代わりまして、同じく、子ども未来局子育て支援部子育て支援課指導担当係長の内海希美子委員です。

○内海委員 皆さん、こんばんは。

子ども未来局子育て支援課指導担当係長になりました内海と申します。

私も、4月に着任いたしまして、医療的ケア児については、札幌市のモデル事業を通して関わることが出てきましたが、まだまだ分からないことが多いので、これから一生懸命勉強していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 続きまして、子ども未来局子育て支援部施設運営課の大木麻美委員に代わりまして、同じく、子ども未来局子育て支援部施設運営課運営調整担当係長の角田瞳委員です。

○角田委員 子ども未来局子育て支援部施設運営課の運営調整担当係長をしております角田と申します。よろしくお願ひいたします。

私の部署ですが、私立認可保育所の補助事業などを所管している部署になります。

私も、4月に着任して、この分野は初めてですので、これから勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） ご紹介は、以上になります。

続きまして、委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は皆様にご出席ということで、欠席のご連絡はいただいております。

それでは、具体的な情報交換と議論を進めてまいりたいと思いますので、ここからの進行につきましては福井会長にお願いいたします。

よろしく申し上げます。

2. 協議・意見交換

○福井会長 皆さん、こんばんは。ご無沙汰しております。

最近のコロナの状況は、ほんの少しだけ下がったような報道もありましたけれども、札幌近郊、北海道全体は大変高い数字で、私の周りも福祉施設関係がクラスターになって活動が止まっているという状況もあって、私自身や家族がかかっているわけではないのですが、娘が利用しているところが利用できなくなってもう1か月半ぐらいになって、私もちよっと苦しいなというのが本音でございます。

きっと、直接かかっていなくても影響を受けている人たちは大勢いらっしゃるのではないかなど。特に障がいのある方については、自分ではなかなかできないので、周りの人にも大きな影響、負担がかかっているのかなというふうに想像しているところであります。

きっと、札幌市の保健福祉の担当者の人たちも、大変お忙しい中をこの仕事にも携わっているのではないかと考えておりますので、敬服しております。皆さん方のお仕事の関係で、きっと大変なことが起きているのだろうという想像もしておりますが、今日も、医療的ケアに関わって、札幌市、私たちも含めて取組が進んでいくように様々な情報を共有や交換をしたり、そして、課題に向き合っていきたいと思っておりますので、ご協力いただければと思います。

今日の会議次第ですが、協議することは大きく二つあります。時間は結構余裕があるので、委員の方には、それぞれの議題に対して質問やご意見を言っていただいて、協議を深めていくような場にしていきたいと思っておりますので、ぜひ、積極的に発言をしていただきたいと思っております。

(1)は、もう既に事務局から説明があったので、(2)北海道医療的ケア児等支援センター及び札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務についての議題に移っていききたいと思います。

土島委員から情報提供をいただくことになっているのですが、その前に札幌市から補足の説明があるということですので、皆さんに聞いてほしいと思います。

よろしく申し上げます。

○事務局（児玉企画調整担当課長） それでは、簡単に補足説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、前提ですけれども、北海道医療的ケア児等支援センターは、北海道の事業でございます。令和4年6月30日に開設されております。

法律上、医療的ケア児支援センターは都道府県設置となっておりますので、当然ながら、

当センターの支援対象には札幌市民及び札幌市の事業者も含まれておりますので、現在、札幌市が支援センターを別途設けることは考えていない状況でございます。

また、センターが立ち上がったことをまだご存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、当センターの周知をどうしていくのかということにつきましては、北海道で立ち上げ初期段階でのセンター運営の様子を踏まえながら適切な方法を現在検討中ということでございますので、我々札幌市に北海道から情報がありましたら皆様にも共有させていただきたいと考えております。

そのような中ではございますけれども、本日は、北海道医療的ケア児等支援センターの運営を北海道から受託されております医療法人稲生会の土島先生が当会の委員に就任されておりますので、本日は特別に可能な範囲で情報提供をしていただけるということをお願いをしている次第でございます。

土島委員には、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

私からは、以上でございます。

○福井会長 土島委員、お願いいたします。

○土島委員 画面共有をいたします。

では、私から、札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務、並びに、今ご説明がありましたが、北海道医療的ケア児等支援センターができましたので、そちらの活動の報告をしたいと思います。

まず、札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務ですが、2019年の札幌市のまちづくり戦略ビジョン・アクションプランの医療的ケア児支援の体制づくり関連の中に位置づけられたものです。

こちらは、札幌市がサポート医療機関である私たち医療法人稲生会に委託をしているという形で、医療的ケア児支援に関連して、領域関係なく全てのものに対して受入れの後方支援や体制構築、それから、指導・助言を行うといったような事業になっております。

こちらは、2020年10月から開始になったものです。

事業所等への助言、あるいは、新規事業の運営指導、それから、受入れ状況の確認、フォローアップといったようなことをしております。

実績ですけれども、2020年10月から2022年8月、先週分までをまとめたものになります。

見ていただいで分かるように、月ごとに多少のばらつきはありますが、年度を経てだんだんと対応件数が増えているということがご覧いただけるかなと思います。

こちらは件数になっておりますが、圧倒的に多いのが青色のところ、教育の分野になります。特別支援学校への毎月の巡回指導、それから、地域の小・中学校にも医療的ケア児がかなり就学をしておりますので、そういうところに定期的に指導・助言を行う、あるいは、これから学校に入りたいのだけれども、医療的ケアに関してどういうふうにしたらいいかというようなことを患者さんのご家族から直接ご相談をいただくこともございます。

ので、結果的に教育分野がかなり多くなっているところであります。

次に多いのが黄色の保育のところです。特に、今年度に入って保育関連の相談がかなり多くなっているのがお分かりいただけるかなと思います。

保育の状況については、別のスライドでご報告をしたいと思います。

こちらは、時間になっております。

教育のところは圧倒的に多いというのがお分かりいただけるかなと思いますが、教育は、決して相談がなかなか進んでいないから相談が多いというよりは、実際に受け入れていただくところが多く、既に受け入れているところの相談、巡回指導が多いということで、このような数字になっています。

残念ながら、札幌市は、保育園、それから、幼稚園での医療的ケア児の受入れが非常に進んでいないという状況があります。後から子ども未来局からも報告があるのではないかなと思っておりますけれども、保育所に入りたいということで相談をいただく件数がかなり多くなっていますが、現状ではほとんど実現しません。

ですから、ここに赤字で書いておりますが、特に、狭義の医療的ケア児ということで、知的障がい、身体障がいのないお子さんたちについては、保育所での受入れが札幌市では非常に難しい状況があります。

幾つかケースを出しておりますが、一つ目は、二分脊椎で、知的障がいがなくて、運動障がいもそんなにないのですが、導尿が必要なため、やはり看護師の配置が必要なお子さんです。

お母さんが復職したいということなのですけれども、希望の公立保育所には看護師が十分配置されていないということで、今回の医療的ケア児の保育モデル事業の対象にはなっていない、そもそも空きがないということもあるようです。

二つ目ですが、人口呼吸器を24時間つけているのですけれども、こちらも知的障がい、運動障がいがないというお子さんです。

このお子さんも、母が復職を考えているということで、（公立保育所でモデル事業を実施している）白石区のちあふる、あるいは厚別区のちあふるも可能は可能なのですけれども、受入れ時間がそもそも短いということと、自宅から遠いので、その保育園を利用する限り、フルタイムで復職することが難しいと。民間の保育所で看護師を配置して受け入れてくださっているところもあるのですけれども、そういうところも、もともと利用しているお子さんがいるので、数年後まで空きがないと言われてしまっているといったような状況です。

一方で、保護者が必ずしも働いているということではないので、幼稚園を利用したいという方もいらっしゃいますが、幼稚園は、今現在、国では看護師の配置等の補助事業というのはありません。札幌でも、もちろんありません。

ですが、幼稚園の先生が喀たん吸引等研修を受講して、経管栄養、あるいは、胃ろうからの注入といったようなことは実施が可能です。

実際に、豊平区の幼稚園で、重症心身障がいのお子さんに対して、喀たん吸引等研修を受講して胃ろうからの注入をやってくださって、そのお子さんが後に地域の小学校に就学したというケースもありました。

また、今、準備しているところですが、清田区の幼稚園でも、幼稚園教諭7名が喀たん吸引等研修を受講して、看護師がいない状況で医療的ケアの実施を考えているところでもあります。

いずれも看護師配置、それから、医療的ケア児受入れ体制構築、つまり研修を受講するといったようなところも全く補助がないので、何とか受けたい、そういうお子さんが通えるようにしたいと言ってくさっているにもかかわらず、経済的な負担も非常に大きくなっているといったような状況がございます。

これが札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務の現状の報告でした。

それから、もう一つ、北海道から受けている北海道医療的ケア児等支援センターに関しては、6月30日から運営を開始しています。

これは、北海道で公募をされて、私たち医療法人が手挙げをして受託をしたというものになります。

開設して、今現在までで2か月が経った訳ですが、センターの役割としては、基本的に地域で相談を受けたケースで地域での解決が難しいケースについて後方支援を行うといったような事業になります。

このような形で、電話、あるいは、相談フォームで相談をいただいております。運営スタッフが常時2名いるような形になっていまして、その2名で対応していくのですが、その2名だけのスタッフで対応しているということではなくて、トータル10名ぐらいの多職種のスタッフで対応するといったような形にしております。

これからが実際に相談を受けた件数です。

2か月弱のものを出しておりますが、これは札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務として対応したものは除いております。

ですから、札幌市が見た目上は少ないように見えるのですが、これにサポート医事業の件数が加わることになるので、件数自体は圧倒的に札幌が多いわけですが、苫小牧や旭川など、いわゆる地方都市からの相談が結構多いです。こちらのオレンジ色のところは、これから研修会を開催してほしいとか、青色の胆振は、幼稚園での受入れ体制をつかっていきたい、それから、ピンク色のところは自治体の仕組みづくりに関して相談したいなど、各地域から相談をいただいております。

センター開設前から相談を受けていたケースもあったので、新しくセンターを開設してから相談を受けたケースと継続して受けているケースを分けてみますが、大体半々ぐらいです。センターができたのでばっと相談が来たというよりも、もともとそれなりに相談があったところに、センターができたので改めて相談したいというところも増えているといったような感じです。

領域別ですが、センターは、各地域、各自治体での仕組みづくりの後方支援をすることが一番大きな目標になっておりますが、もともとの目標のとおり、そちらの件数が一番多いです。

それに付随して研修会を開催してほしいといったようなことも多くて、実際のお子さんやご家族で、すごく困っているから何とかしたい、あるいは、地域でどこに相談していいか分からないから連絡しましたというケースは、今のところほとんどありません。

対応職種はこんな感じです。後で、ご覧いただければと思います。

北海道は、医療的ケア児等コーディネーターというのを養成していたのですが、コロナの関係で2年間止まっていたということがあります。そのため、コーディネーターが介入しているというケースは4分の1ぐらいかなという感じです。

もう既に、ある程度解決したというケースも出てきています。

こちらは、月別の対応になります。このような形で運営をしているところです。

札幌市は、医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務ということで対応しておりますが、札幌市以外は、センターで相談をいただいて、場合によっては地域の支援者に返したり、必要であればセンターとして動くということもありますが、そんなような形で対応をしているというところでした。

以上、報告でした。ありがとうございました。

○福井会長 土島委員、ありがとうございました。

結構、お急ぎで説明していただいたのですが、内容的には結構ボリュームがあるというか、こういうことに取り組んでいくのだということでございます。

いわゆるサポート医がなかったときは一つ一つのケースをどんなふうに対応していったのだろう、どこにどうやって相談しながらネットワークを通して解決していったのかと心配なところがあるのですが、結果的に、今、土島委員が引き受けているサポート医師として、いろいろなことを受け入れている、受け止めている、そして、関係機関との調整も図っているというようなことが実質的に行われているのだなという感想を持ちました。

いろいろなケースを三つもご紹介いただきましたが、まず、委員の皆さん方からご質問等を受けていきたいと思うので、挙手をしていただければと思います。お願いします。

加藤副会長、どうぞ。

○加藤副会長 皆さん、こんばんは。

土島委員、ありがとうございます。

委員は、センターができる前から北海道のいろいろなところをくまなく回られて、そういうお子さんたちを支える方を支えてきたということがあって、センターができたことで、より頼りになる場所ができて、そういう意味では、必死で支えてきた方々の安心になるだろうなという感想を持ちました。

先ほどの札幌市のお話ですが、我々は札幌市の委員なものですから、札幌市の中で、私たちも地域マネージャーという仕事で事業所訪問をしたときにお話を伺うことがあります。

やはり、事業所に来られているのですけれども、事業所もキャパがあって、これ以上は難しいということで、お母さんはフルで働きたいのだけれども、毎日預かれないのですというお話を耳にしました。

そのニーズをどういう形でカバーするのか、保育所1か所だけではなくて、いろいろなサービスを組み合わせないと渡っていけない部分もあるのかなと思うのですけれども、委員の方には、札幌市の保育所の担当の方もいらっしゃるし、相談のほうの方もいてくださるので、その辺の感触、実際にどうなのかというあたりを教えていただきたいなと思っています。

よろしくをお願いします。

○福井会長 今の加藤副会長の問いかけに対して、お答えできる場所はありますか。

子ども未来局からお願いします。

○内海委員 子ども未来局の内海です。

札幌市の保育の状況といたしましては、子ども未来局へも医療的ケアが必要なお子さんで、保育園に入りたいというお話を伺うことがあります。

実際に、医療的ケア児を受け入れてくださっている民間の保育園もありますが、ご存じかとは思いますが、札幌市では本年度も医療的ケア児保育モデル事業として7月に募集いたしました。1名応募があり、ちあふる・しろいしへの入園に向けて進めているところです。

○福井会長 今のご発言は、ケース1、2、3に関わるような内容になりますか。

○内海委員 まず、一つは、ケース1に関わる相談を受けております。

このケース1のお子さんに関しては前任の星野からも引継ぎを受けておりました。お母さんはもう既にお仕事をされているということで、何とか居住区で入所できないかというご相談をいただいております。

札幌市といたしましては、今回、モデル事業の応募者が1人でしたが、今後、医療的ケア児を受け入れる保育施設、ちあふるを増やしていく意向です。今後も、保護者のニーズに沿えるよう準備を進めてまいりたいと努力しております。

やはり、お子さんをお預かりする上で、安全に保育ができるか、設備的な面も慎重に検討しながら進めているところで、すぐに応じることができないといえますか、今は準備段階というような状況になっているケースです。

何とかお母さんの力になれるように頑張りたいと思いながら、お話を伺っていたところです。

○福井会長 今のようなケースで、課題としては認識されているようですが、土島委員をはじめ、皆さんにご意見をお伺いしたいのですけれども、いわゆるモデル事業ということですから、本格実施、要するに、全面的に引き受ける一歩前にいろいろな課題を知るための取組だと思うのです。

具体的にそれを一歩進めるための取組、あるいは、先ほど言ったように、安全を確保す

るためにはどうしたらいいか、設備はお金の問題かもしれないのですが、受入れ体制を整えるためにはどんなことが、それから、どのくらいの期間が必要になるかというのはいかがでしょうか。

○内海委員 そのためにもモデル事業を実施して検証していきたいところですが、応募が1名であったり、昨年度は、応募はありましたが、ご辞退されたということで事業が実施できず、そこは難しいところです。

まずは、受け入れる保育士の気持ちというのですか、医療的ケア児というのはどういうお子さんなのか、保育園の受入れ体制としてどういうことが必要なのかというところを職員向けに研修を行ったところがございます。そういった研修を行いながら、職員が少しでも医療的ケア児を受け入れていこうという気持ちになっていけるとよりと考え、取組み始めているところです。

○福井会長 これについては、土島委員、どうですか。

○土島委員 今、説明をいただいたのですけれども、その説明はモデル事業が始まった3年前ぐらいから同じでして、公的な保育所で看護師を2名配置して受け入れるというモデル事業の仕組み自体が難しくなっていると思います。

先ほども申し上げましたが、1名しかいらっしゃらないのではなくて、場所や時間が合っていないため、利用できないのですよね。ですから、受け入れてくださる公立保育所をアクションプランの中では、今年度、2022年度までに5か所に広げると書かれていましたけれども、実現しないのはもう間違いなくて、ほかのことは全て実現していますので、やはりこの部分だけです。

安全に受け入れるということも、今この段階になってそれを理由にするのは難しいと思っていて、ほかの全国の自治体では保育所で受け入れている実態があります。札幌はほかと比較してもかなり遅れていますので、ここら辺で、ちあふるで受け入れるということは並行してやりつつも、それだけで押していくのはもうやめたほうがいいと私は思っています。

ずっと看護師を配置しなくても、導尿、インスリンの注射、経管栄養だけですと、そのときだけ看護師を派遣すればいいという仕組みでもできますので、訪問看護ステーションに委託をしてそこだけ入ってもらう、あるいは、民間の保育所で看護師を配置して受け入れたいというところに補助を出すということを考えていかないといけないかなと思っています。

デイサービスを使えるお子さんはいいのですけれども、知的障がいのないお子さん、運動障がいのないお子さんがそういうところを使うのは難しいですので、札幌は、狭義の医療的ケア児、そういうお子さんたちがいらっしゃる保護者は復職できないまちということになってしまっています。

それから、補助を受けられるなら受け入れたいという幼稚園もありますので、保育園だけではなくて幼稚園も含めて、就学前のところに外部からの看護師の派遣ということも含

めて、もう一回、事業の考え直しをしたほうがいいのではないかなと強く願いたいところ
であります。

どうぞよろしく願いいたします。

○内海委員 いろいろなご意見をありがとうございます。

○福井会長 このことで、保育所所管のところや幼稚園の関係者もおられると思うので
すが、ご意見があったらぜひ聞かせてください。

真鍋委員、お願いします。

○真鍋委員 皆さん、こんばんは。ご無沙汰しております。

今、共有していた画面のケース2のお子さんだと思うのですが、今日、実際に見
学に行っていました。知的障がいはなく、今は体も丈夫に育っていて、保育所とい
うか、集団に入ることですくさんの刺激を受けて、お互いにたくさんいい影響を受けるの
だろうなというところで、今日は保護者の方と結構じっくりお話をさせていただきました。
お母さんの育児休業終了後に復職したいというご希望も伺いました。

ただ、実際にそのお子さんを目の前にして保育所の生活とすり合わせたときに、現段階
では課題になるようなことが多々ありました。例えば、お子さんの今の状況を考えたとき
に、これから動きがとても激しくなるだろうということと、それから、現在、人工呼吸器
をつけているのですが、自分でぼんと簡単に外せてしまうような状況で、外したことによ
って危険な状況になるというか、今、30分外すような練習をしていると聞きました。

動きは大きいし、同じ年齢のお子さんたちも動けるという中に入っていくときに、
では、どういうふうになるかなと想像したら、同じ空間で同じ場を使ってとなると、1歳に
なったらほかの子どもたちの状況に興味があるので、手を出したりというようなことも
絶対に起きるだろうということで、軽く分離はしないと安全面でなかなか難しいだろう
なと思いました。

私どもは、看護師は1名で、午前9時から午後5時まで働いていらっしゃいます。お母
さんが復職して、お父さんがフルタイムになって、7時から5時過ぎの勤務を終えてお父
さんが迎えに来るとなると、やはり、看護師1名がいる時間帯以外の時間が絶対出て
くるのです。

何が難しく、どういうところが心配かということもお話はしましたがけれども、実際
に生活してみないと分からないだろうということで、今ちょうど育児休業中ということ
ですから、最初はお母さんと一緒に遊びに来る時間をつくってみようか、それから、私
たちも勉強をして、どのくらいの時間帯だったら安全に預かれるだろうか、そこの人
員をどう確保するかということ職場で共有して、お母さんと離れる時間帯、こちら側
がお預かりする時間帯というのを、一時保育もやっているの、それを使って考えて
みようかと考えております。

そこから先に進んで、お父さんやお母さんがフルタイムでお仕事できるまでに解決しな

ければいけない問題がどれだけあるかということは、一日ではなかなか見通しが立ちづら
いです。とても動けるお子さんですから、実際に子どもの動きが激しくなっていて、
家庭生活の中でも難しい部分これから出てくるだろうということも想像できたのです。
ですから、そういうようなことをお母さんやお父さんとちゃんとお話をして、どうやって
乗り越えていくか、できるだけ前向きに検討したいということでお話はさせていただいた
のですけれども、100%全部を園で受入れを行うことが可能ですというところをお話す
るには、現状、どういうふうにやっていったらいいかというような問題も、どう対応して
いくかも見えていない状況でございます。ですので、そこに関しては時間をかけて検討し
ていきたいと思います。ということで、今日、初めて見学にいらっしやったのですが、そこまで話
をさせていただきました。

ここから先、どういうふうに進めていくかということは、今日の今日のお話でしたので、
まだそこから先は検討されていないのですけれども、土島委員がサポートされているとい
うふうに伺ったので、どういうふうに行っていくのが一番いいか、これから、それこそ相
談もさせていただかなければいけないなと思っていたところです。

目指すところは、そのお子さんが就学するまでに自分で呼吸器の扱いをある程度でき
るようにするということだそうです。多分、一生、呼吸器と完全に離れることは難しいだ
ろうという病変のあるお子さんですので、そこをどうやって解決していくか、課題はす
ごくたくさんあるなと正直思いました。

ただ、どこまでどういうふうにして、そして、私たちの保育園で本当に対応ができるの
かということもまだ職員全員とは共有しておりませんので、今、課題として宿題をいた
だいたということです。確かに、私どもはいろいろなケースを受けたことがあるのです
けれども、とても活発な、とても可能性のあるお子さんで、でも、安全に関して言えば、
それだけに危険を伴うというふうなところで、どういうふうにしていったらいいか、今、
宿題をいただいたなということです。

また、ケース1のお子さんに関しても、導尿のお子さんを受けたことはあるのですけれ
ども、やはり、現場としては、職員がそういうことに関して自分たちのこととして捉えて
いくことはとても大事なかなと思っています。

でも、保育所に来ていることでとてもいい影響を受けるだろうなというお子さんを見
まして、何とか方法はないかなと考えているのですが、定員などいろいろなことがあるので、
ひょっとしたら、入りたいとなったときに空きがちゃんとあるかも分かりません。そこを
超えて、保育所のほうで受け入れられるものかどうかというようなところなど、課題は
すごくたくさんいただきました。

現状で、ちょうどケース2のお子さんとお会ったばかりなので、悩んでいることを共有
して、皆さんに考えていただければなと思って、お話しさせていただきました。

○福井会長 今日、たまたまケース2の相談があったということですが、表現は悪いで
すけれども、これを真鍋委員のところですぐに解決を見出すということはなかなか難しいと

ということですから、たくさんの人というか、機関からの支援や支援体制がないとなかなか難しい対象児なのだなと思いました。

土島委員、今日の相談のケースだったようですが、いかがですか。

○土島委員 まこと保育所にも相談しているという話は伺っています。

多分、そちらも何か補助が出ていて看護師をつけられているというわけではないと思うのです。まこと保育所もそうですし、もう一つ、大谷地のたかだ保育園ももともと看護師を配置して受け入れてくださっていたのですけれども、やはり、そういうところに集中してしまうのです。たかだ保育園も2年ぐらいたたないと空きが出ないということで、もしかしたら、ほかの民間の保育所で、私どもも看護師の配置ができれば受け入れますよというところがあるのではないかなと期待はしているのです。

ただ、看護師配置を全部保育所の持ち出しでやってくださいというのは相当無理があるなど思っている一方で、公立の保育所に看護師を配置したけれども、利用者がいないということで、かなりのギャップがあるのと、先ほど申し上げたとおり、幼稚園には補助が全然ないのです。幼稚園も看護師をつけられれば受けますというところは結構あるのではないかなという感じがしますが、国の制度はまだ幼稚園には使えないということになっているはずですから、札幌市として国の制度をどう活用するかというのをもう一回考えていただきたいというのが強い願いであります。

○福井会長 医療的ケア児に対応するときに、いわゆる看護師という職種が重要なポイントですよ。それなしでは外に出て活動するということは不可能ですから、いかにスムーズに適切な準備をして配置するかということが、国としても、あるいは、行政機関としての役割としてしないと、現場は一步も先へ進まないということだと思います。

幼稚園や保育所に看護師の配置という動きに対して、国や大きな行政機関というのは何か考えられているのでしょうか。

単一の行政機関は難しいかもしれないけれども、国の動向でそういうのが可能な動きというのがあるのでしょうか、分かりますか。

○土島委員 今、幼稚園はないはずですが、これからだと思います。ですから、豊平区や清田区の幼稚園は、制度外のところで、看護師を配置しない形でやるということになります。

保育園への看護師の配置は国の制度があるので、あとは、それを自治体としてどう使うかということになります。ほかの自治体では、30分とか1時間とか行けばいいよというお子さんに関しては訪問看護ステーションを活用している、あるいは、看護師派遣業者を活用しているというところがあるはずですから、札幌市でもそれができないということはないのではないかなと個人的に思うのです。

○福井会長 真鍋委員、どうぞ。

○真鍋委員 ひょっとしたら、皆さんは保育所の看護師職に関してご存じないかもしれないのですけれども、乳児を3人（注：正しくは乳児4人以上）受け入れていて看護師職がその現場にいた場合、保育士としてのカウントができるというふうになっているので、今、

看護師がいる保育園に関しては、乳児保育に当たっているという理解のほうがいいのではないかなと思います。

看護師職で採用されていて、看護師の職務分担をきちんと分けているというような、分掌がはっきり整理されているところは、ひょっとしたら少ないのではないだろうかというふうに思います。あくまでも、保育士と同じような業務をしているということで、今のところ、保育の現場で看護師という人材を特別職として保育士にちゃんと位置づけるというような考え方自体にはなっておりません。

ですから、私どもは、いてくれるほうがいろいろな情報もいただけるし、ずっと障がいのあるお子さんを受けてきたという歴史もあって、一緒に考えていきたいと思いますということで、看護師1名が結構長いことフルタイムでいらっしゃるのですけれども、いても保育士と同じような考え方なのです。ただ、私はそういう仕事にばかり携わるわけではないですというふうにおっしゃる現場もあると聞いたことがあります。

うちは両方対応していただいているので、人件費はなかなか厳しい状況ではありますけれども、一応、保育所ではそういうような位置づけになっておりますので、知っておいていただけたらいいかなと思います。

○福井会長 例えば、私の経験もそうですけれども、看護職員を配置したときに医療的ケアという特別な対応が使命としてあるか、職種としてはもちろんあるのですけれども、自分の業務の範疇には医療的ケアという特別な業務はないと言われるなど、なかなか難しい事例も出てきたりするのかなと思います。

これは置いておいて、今、ケース1、2、3みたいなところも含めてご意見をいただいたのですが、まだ、ご質問あるいはご意見があったらお伺いしたいと思います。

土島委員、どうぞ。

○土島委員 札幌市に聞きたいのですけれども、今、真鍋委員がおっしゃったことはもちろん私も存じていまして、国の事業で医療的ケア児を受け入れるために看護師を配置することがなされていて、令和3年度は199か所に増やして、令和4年度もこれを行っているはずなのです。

札幌市でそれを民間保育所に活用するということはできないのか、あるいは、訪問看護師の利用や別の形でやることはできないのかというのを教えていただきたいです。

○福井会長 市の担当者、いかがですか。

○角田委員 補助事業ですけれども、先ほど委員からスライドで見せていただいた国の制度を活用しまして、令和3年度から私立保育所に対する看護師の配置の補助事業開始しているところです。

令和4年度につきましても、今は国の通知待ちというところではあるのですけれども、今年度も実施する形で予算枠が既にございます。

こちらは、医療的ケア児が入園されたところで、看護師が配置されている園に対しての補助があるという現状でしたので、今、1園、この補助を活用する園がある状態です。

○土島委員 それは、市立のということですか、民間でも活用可能ということですか。

○角田委員 民間の保育所に対する補助になります。

○土島委員 結局のところ、できるのですね。

○角田委員 そうです。この補助事業は、まさにこのスライドの……

○土島委員 それは、多分、誰も知らないというか、私も知らなかったのです。公立の保育所でしかやらないということだと思っていました。

例えば、民間の保育所で看護師配置して受け入れたいという場合には、札幌市の子ども未来局に言えばできるのですね。

○角田委員 医療的ケア児がいらっしゃって、かつ、看護師配置がされているということが要件になります。

○福井会長 窪田委員、どうぞ。

○窪田委員 こんばんは。遅れてすみませんでした。

今、お話を伺っていたのですが、札幌市立の保育園は看護師配置をした上で募集をかけているという中で、民間に関しては実績がないと申請できないという仕組みですか、現に受け入れないと看護師配置を申請できないということですか。

○角田委員 実績が必要になります。

○福井会長 窪田委員、いないとできないのは、反対の現象になってしまっていますね。

○窪田委員 そうですね。

例えば、地域の保育所を利用したいという希望が出て、保育園としては受け入れたいけれども、看護師配置ができていないので受け入れられませんとなったときに、受け入れる前段階で看護師配置をするというような判断は、札幌市としては現状では難しいということですよ。

実績をつくらないと、入園が完了していないと配置ができないというふうになる、そこで多分大きく変わってくるような気がするのです。

○福井会長 いつまでたっても入れないですね。

○窪田委員 事実上、入れないということになるので、実質、運用があるけれども、活用のしようがないというふうになりますよね。それでは、多分、民間の保育園の現場は受け入れられないのです。

僕の息子が通っている保育園では、医療的ケア児の子の受入れというか、希望があったりするのだけれども、窪田さん、何かそういうのがあるのみたいな話を園長から軽くされたことがあって、いやいや、保育士だけでは難しいのは分かりますよね、看護師は配置できないですよみたいな話をしたことがあります。さすがに、民間の保育園がお金がない中で看護師を事前に配置をした上で自分たちで受け入れるというのはなかなか難しいのではないかなという気がするのです。

土島委員すら知らなかった民間の保育園に看護師を配置できるというような仕組みがせつかくあるのであれば、そこの運用の仕方をもう少し検討いただけると、ちあふるではな

いところでも受け入れられるということも進むのではないかなと思います。

せつかく制度があるのであれば、さっき土島委員が言っていた別な案を考えるという一手にはなるのではないかと、運用の仕方が変わればなと思ったので、びっくりしたのもあって聞いてみました。

○福井会長 どうですか。

○内海委員 今のお話についてですが、制度的には、看護師の配置ではなく、園で医療的ケア児を受け入れていますという申請を受けた段階で、看護師配置に係る費用の一部を給付いたしますという制度になっているので、看護師自体を配置するというものではありません。看護師の配置については、保育園でお願いしますというのが今の制度になっています。その制度につきましても、昨年度から始まったものですので、これから少しずつ整備していかななくてはいけない段階であります。

○福井会長 初めて聞いてからくりが分かったのですが、それは、窪田委員がご指摘のように、どうやっても一歩も進まない状況ですね。

どうして、そんな制度になったのでしょうか。出たくないという前提なののでしょうか。

○土島委員 例えば、受け入れるという前提で看護師を配置するのであれば、札幌市としては確実に補助が出せますよということだったら、看護師を配置できると思うのですけれども、そういう理解でいいですか。それとも、受け入れてみて、看護師も配置してみただけでも、札幌市がはねたとか、国から下りてこなかったということがあり得るということですか。

○内海委員 実際に、保育園の現場で医療的ケア児に対して看護師を配置しているということであれば給付されます。

○土島委員 確実にですか。

○内海委員 そうですね。

ただ、上限があります。例えば、1園で何人も医療的ケア児がいる場合については、上限は幾らまでですというのはあります。

○福井会長 例えば、今の上限があるというのは、既に看護師を複数配置して、それは無理よという上限なのか。1人に対する上限なのか、医療的ケアの内容に対する上限なのか、フルタイムだったら駄目なのか、そこが分からないのです。

要するに、保育所に医療的ケアを必要とする子どもが入りましたと。やはり、保育園としては看護師を1人置いて対処しますということで見通しを立てて、置いた瞬間にそれが実績となるのか、1年間やってみてそれが実績となるのか、そこでも全然違うし、それから、いわゆる継続的な支援につながるわけではないので、札幌市としても、こういうような形で進めば民間の保育所も手を挙げられますよというような情報提供がないと手を出せないと思うのですよね。

私たちは、受入れ体制を広めようとしているのか、していないのか。問題は、事業のお金のことは国が措置しているのだけれども、札幌市として、札幌市の保育所を利用したい

という人に対してどうやって応援体制を設けて、情報提供して、速やかに保育所が看護師への予算確保もできるようにするという前向きな発信がないと、現場はできないのかなと私は受け止めたのですが、どうでしょうか。

○窪田委員　ちなみに、子ども未来局のホームページで、その補助事業の概要が書かれているものが公開されたり、見られる状況にはなっているのですか。それが分かって、運用の仕方が分かれば、それを使って動こうとする保育園は現れるのかなと思います。

○角田委員　年度初めのときに全園説明会（というのがありまして、今年度はリアルではできていないかと思うのですけれども、その説明資料がホームページ上に上がっておりますので、その中には掲載されている形になっているかと思うのです。（記録時追記：実際には全園説明会時の案内ではなく、対象園へのメールによる周知）

確かに、おっしゃられるように周知不足というところもあるかと思いますが、改めてその点も課題として持ち帰らせていただきたいと思います。

○土島委員　訪問看護ステーションの活用はできないですか。

これは、市区町村でガイドラインを策定することで体制を構築すると書いてあるから、多分、札幌市がいいと言って外部から訪問看護ステーションの看護師が入って医療的ケアの実施をするというほうが圧倒的にスピードが速いのですよ。

ですから、札幌市がそれをやりますと言ってくれたら、導尿だけとかインスリンだけというお子さんは全然できると思うのです。それを札幌市としてやれませんか。ほかの自治体でやっているの、きっとできると思うのです。

○福井会長　今すぐ答えられなくても、速やかに検討していただいて、私どもにも情報提供をいただければありがたいなと思います。

土島委員、それでよろしいですか。

○土島委員　ぜひ、札幌市として公立保育所以外のやり方をいろいろ考えてください。

○福井会長　加藤副会長、どうぞ。

○加藤副会長　今、いろいろご説明や情報をいただいて明らかになった部分もありました。

福井会長がおっしゃったように、保育所は頑張ってやろうとしてくれている、そして、働きたいお母さんたちも今は本当に増えていますので、お母さんたちには働いてもらって、子どもたちは子どもたちの中で育っていくということを、我々はどれだけ応援できるか。もちろん、働くお母さんたち、お父さんたちの職場にも理解していただかなければいけないという使命もあるなと今聞いていて思ったのです。

いろいろなケースがある中で、これから、この委員会の方向性として何を要望、要求していくかですが、今、子ども未来局の方も委員として参加していただいているわけですから、できることをみんなで寄せ合いながら、一緒に、札幌市、北海道、国にお願いをしていくという、一つの委員会としてのまとめりとして意見を持っていきたいなと思います。

今、いろいろ分かったことで、やりたいという保育園もあるということも、お話を伺っていてすごく力づけられたなと思います。土島委員がおっしゃっていたようなやり方も含

めて、こんなパターンがあるよということや、この方法だったらできるのではないかという情報提供を委員会としてできるといいなと今お話を伺っていて思いました。

ただ札幌市とのやり取りというだけではなくて、同じ方向に向かっていきたいな、委員会の見解として持てたらいいなというふうに思います。

○福井会長 ほかはよろしいですか。

お二人挙がったので、佐々木委員からお願いします。

○佐々木委員 よろしくをお願いします。

根本的なことですけれども、札幌市内には医ケアのお子さんたちが、どの地域に、どのぐらいいるのかが把握できているのかというのが気になっています。

モデル事業で人が集まらないのは、結局、やる場所と住んでいる場所が合っていないということですね。ですから、予算がもし余っているのであれば、いるお子さんのところに予算を充てられるように募集の仕方何か工夫ができるといいのかなと思うのです。

まず、現状でどれくらい把握できているのかというところが気になるのですが、どうでしょうか。

○福井会長 この問いかけに答えられる方はいらっしゃるでしょうか。

実は、分からないのですよ。いろいろな担当部局の人が自分が持っているエリアの仕事で、例えば、給付しているものから、手帳の配付状況から、就学状況から推計するということしかできなかつたため、この会議が始まった当初は実数がなかなかつかめなかつたのです。

それ以降、この会議が進んでいますが、私も今日は後から言おうと思ってたのですけれども、多分、定点として、札幌市内に、0歳未満で対象になる子、1歳、あるいは、学齡児という把握は現状もできていないのではないかなと思うのです。

もしちゃんと把握しているよというのであれば教えていただきたいのですが、市の担当者の方、今の佐々木委員の問いかけに対してはどうでしょうか。

○内海委員 正直に申しまして、実際の把握というのはできていない現状にあります。

ただ、私のほうで、障がい児保育の巡回指導を行っているので、障がい児に関しては、札幌市で障がい児認定を受けている人数を把握しています。

それに加えて、医療的ケア児の申請を受けている園における医療的ケア児の人数も把握しております。

認定を受けていないところは、過去、巡回指導でいろいろな保育施設を回る中で、現状について、把握している部分もございます。

そういうことで、札幌市全域における医療的ケア児というところでは、正直、把握をできていない現状です。

○福井会長 佐々木委員、現状はそういうところですか。

○佐々木委員 医療的ケア児だけではなくて重症児などもそうですけれども、札幌市内の現状がなかなか把握し切れないというところが昔からよく言われておりますので、そうい

ったところがもう少し整理されると、必要などころに必要なサービスが届きやすくなるのかなというふうに思い、聞かせてもらいました。

○福井会長 射場委員、どうぞ。

○射場委員 皆さん、お疲れさまです。

相談室セーボネスの射場です。

皆さんの話を聞かせていただく中で、まだまだ幼児期の課題は整理されていないのかなと思って聞いていました。

保育所のモデル事業も、さっき土島委員がこの事業自体を考えたほうが良いというふうにおっしゃっていて、私もそのとおりだなと感じています。

ただ、続いていくものだと思いますので、今後のためにも、どうして辞退したのか、なぜ来なかったのか、そういった検証も必要かなと思います。

また、時間に関しても、公立の場合だと10時から16時という時間帯になっていると思うのですが、そういったところも検証の対象かなと思いました。

それと、この事業が続いていくのであれば、看護師の配置というのは、もちろん、ケアが必要だからあると思うのですが、以前、その子の保育や、お母さんたち、お父さんたちのケアを担当するといったところが想定されているのかというご意見が時崎委員からあったと思うので、今後はそういったところも反映して考えていってほしいと思いますし、私たち委員としても、そういった意見を伝えることでみんなで考えられるかなと思いますので、その辺も考えていけたらかなと思います。

○福井会長 ケース1、2のところからうかがえる私たちが共有する課題、検討すべき課題を具体的に出しながら、ここは変えていこう、ここは仕組みを変えていこうというような具体的な事例を通して、私たちは学ぶことが多いのかなと感じたところでした。

このままいくと時間がなくなりそうですから、次の議題に移ってもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○福井会長 それでは、今日の三つ目になりますが、学齢期以降の課題整理等ということで、資料も提供されているので、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(林調整担当係長) 障がい福祉課の林と申します。よろしくをお願いいたします。

これから、学齢期以降の課題整理等ということで、画面共有をさせていただきます。

それでは、資料1の学齢期以降課題等検討用資料についてご説明いたします。

今回、学齢期以降の課題整理ということですが、新しい委員の方もいらっしゃいますので、初めに、これまでの経緯と今後の流れを簡単にご説明させていただきたいと思います。

これまで、この検討会で、出生から地域移行期、乳幼児期、学齢期と、ライフステージの流れに応じた課題の洗い出し、整理というのを行ってまいりました。

そして、本日は、学齢期以降ということで、主に学校卒業後、あるいは、そのつなぎ目の部分の課題を整理したいと考えております。

また、今後、検討会では、今までライフステージに合わせた課題を整理してまいりまし

たので、ここで一旦区切りをつけまして、出生から学齢期以降までの全てを通した課題を洗い出し、まとめた報告書というのを今年度中に作成させていただこうと考えております。

それをまた、この検討会で共有し、確認をしながら、来年度以降は、その報告書案を基に洗い出されて、今後もさらに取り組んでいかなければならない課題について継続的に検討を進めていきたい、そのような流れで考えております。

今回は、主に学齢期以降をピックアップしてお話ができればと思っております。

では、資料のご説明に移らせていただきます。

まず、医療的ケア児支援法の対象になっている医療的ケア児とはどのような子どもたちなのかという確認をしていきたいなと思います。

医ケア児支援法では、18歳未満の者及び18歳以上の者であって特別支援学校の高等部を含めた高等学校等に在籍する者を言うとしています。要するに、高校卒業までの子どもが対象ということになっております。

ただ、同法第3条3項で、「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が十八歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮して行われなければならない」と定めております。

つまり、医療的ケア児が卒業後も切れ目なく支援が受けられるように配慮するということが法律で謳われているということになります。

まず、ここで謳われている配慮というものがどういったものなのか、どういった配慮が必要なのかというところを一つ考えていかなければいけないと考えております。

一方で、札幌市が平成31年3月に実施した医療的ケアを必要とする子どもに関する調査では、18歳に満たない医療的ケア児を対象としていたものですから、それ以降の状況についてのデータが残念ながらございません。ですので、状況を把握するという点がまず一つの課題かなと感じております。

これ以降の資料は、今まで検討会で出た学齢期以降に関する委員の皆様、講師の皆様のご意見を抜粋させていただいております。

一つ一つのご紹介はこの場では割愛させていただきますけれども、大きく分類すると、(2) 課題の整理というところでまとめさせていただいております。

まず、一つは、医療分野、福祉分野でも共通のことかと感じておりますけれども、小児から成人へのトランジションの部分の課題、例えば、支援者が変わるときにこれまでの情報をどのように引き継いでいくのか、データを一元化することが有用なのか、だとしたら、どのようにしたらいいのだろうということが論点としてあるのではないかと考えております。

次に挙がっているのが、医療的ケア児の卒業後の状況に係る課題です。

受入先が限られてしまうという課題があると思いますけれども、それ以前に、そもそも卒業後の医療的ケア児がどのような進路の状況にあるのかなど、基礎情報の整備、実態把

握から必要かもしれないというふうに思います。

ですから、ここに書いてあるのですけれども、例えば、今後の勉強会でこういった実態を勉強する機会を設けるといったこともよいのではないかなと考えています。

最後に、ご本人やご家族の気持ちを尊重するという点でございます。

重度の障がいをお持ちの方の中には、ご本人の意向を確認することが難しいという方ももちろんいらっしゃるかと思うのですけれども、個人個人の状況が異なってまいりますので、それぞれに合った自立の形や社会との関わり方、生き方を大事にしていくということも支援者として忘れてはならないポイントだということで、ここに書き留めております。

本日は、今挙げた点を議論のきっかけといたしまして、学齢期以降の課題について、我々支援者にとって必要な視点や、これまでの検討会では出ていないけれども、他にこういう課題や、必要な配慮があるよねというようなご意見をぜひたくさん出していただけるとありがたいなと感じております。

皆様、どうぞよろしく願いいたします。

ご説明は、以上になります。

○福井会長 ありがとうございます。

学齢期以降というか、今日の話にもいろいろつながってくるわけですが、様々な課題がありながら動いているわけです。

実際は、国の制度あるいは予算がこの数年で明らかに変わってきて、充実の方向に向かっていることは確かなのです。それに向かって、今、私たちの周りにある札幌市の現状がどうかということを私たちがどこまできちんと理解した上で進んでいるかというのはなかなかつかめないところがありまして、先ほどの課題の整理のところや、佐々木委員のご意見もあったのですが、現状、なかなか把握できないままに動いている実態もあって、私たちの役割としても明確にしていかなければならないのかなと思っていました。

学齢期以降の課題ということで1ペーパーが出ましたけれども、ご質問なりご意見がある方は挙手願いたいと思います。いかがでしょうか。

加藤副会長、お願いします。

○加藤副会長 学齢期以降の課題に関しては、自立支援協議会の本会のほうでもそういうプロジェクトを持っていたり、子ども部会でも教育と福祉と医療のプロジェクトというのをやっていたことがあって、これまでいろいろで課題抽出をやってきたという実績はあると思うのです。

ですから、改めてここで出すというよりは、最近、なかなかそのことについて話し合う機会を設けていないのと、時間が経過してしまっているので、そこの見直しというか、検証は必要かなとは思っています。

成人の部門になってくるので、今度は本人たちの生きる道みたいな話になっていきますよね。それまでは、家族がいて、家族の支援をどうするかということも課題の中に含まれていたのですけれども、今後は、今、林係長がおっしゃっていたトランジションの部分で

すよね。学齡期から成人期に移行していくということの中で何が起きるのかをどれぐらいの方々が実際に把握しているのか、どんなことが起きているのかというのを見ていかないといけないかなと思います。

今までも成人に移行してしまったところの議論というのはされてきたという経緯があったなと思うのです。ですから、そこを少し分けて考えないと、すごく大きくなってしまい、医療的ケア児検討会の中では扱いつらくなるかなと考えますが、いかがでしょうか。

○福井会長 窪田委員、どうぞ。

○窪田委員 今日の課題の医療的ケアのある18歳以降は児という扱いにはなっていきませんが、もちろん、今、加藤副会長が言ったようなトランジションの部分は検討していかなければいけないとしつつ、僕は今、びーとという生活介護事業所からここにいますが、その前は、自立支援協議会の中の重複障がいに関するプロジェクトチームを代表してここに出させていただいていた、そこで結構前に課題整理をいたしました。何年か前のものにはなりますけれども、最後まで課題整理したものが残っているはずですから、もしよろしければ、委員の皆さんにお目通しいただける資料かなと思っています。

その中で、実際に何が課題となっているのかということも少し整理されているので、情報提供できると思っております。もし必要でありましたら、元プロジェクトのメンバーですからデータも残っていますし、もちろん、札幌市にも残っていると思うので、そういうことも共有しながらやっていければなと思った次第です。

○福井会長 林係長、どうぞ。

○事務局（林調整担当係長） お話をありがとうございます。

札幌市にももちろんデータがあると思うので、お調べしてまた皆さんに共有できるようにしたいなと思うのと、加藤副会長におっしゃってもらったようなトランジションのところは私もすごく気になるところで、現場の皆さんで、そのつなぎ目の部分で苦労されたとか、こういう課題があったなみたいなことが経験上おありでしたら共有していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○窪田委員 今まさに、将来的に私どもの生活介護を利用したいというお問合せをいただいております。

今、高校3年生で、いわゆる動ける重症心身障がい児で、胃ろうがありますという彼です。現状、結構動けて自分で胃ろうを外してしまうということもあると。親御さんとしては、かかっている医療機関から近い場所にある生活介護事業所、あまりにも区が離れ過ぎて遠いとなると選択が難しいというご希望があって、できれば今現在お住まいの区の中にある生活介護で受け入れてもらいたくて探しているのだというご相談でした。

僕がいる区ですから、もちろん中央区になりますけれども、私どもの生活介護は定員がいっぱいになっている状況があって、中央区内のほかの生活介護事業所にいろいろ聞いてみましたが、現状、どこでも定員がいっぱいで受け入れられない、3障がい関係なく生活介護をやっていますとなっちはいますけれども、実質は、知的障がい、自閉症、強度行動

障がいの方しか受け入れていないというところもあるので、これもずっと話していますが、なかなか受入先がないというところは変わらずあるかなと思うのです。

今後、恐らく、医療的ケア児支援法で医療的ケアの子どもたちはどんどん充実されてきますけれども、成人の受入れについては、土嶋委員が何年か前に生活介護事業所しか選択肢がないというふうに発言されている資料が残っていますが、現状は、生活介護事業所ですら受け入れる窓口になり得なくなってきた実態があるなと思います。

そこら辺は、佐々木委員の話にもなりますけれども、今、生活介護事業所でどれだけ医療的ケアのある方が受け入れられているかということも把握していかなければならないかなと思います。足りている、足りていないという話になると、肌感では全く足りていないような印象は受けます。

現状、今も困っているという相談を受けていますという共有でした。

○福井会長 時崎委員、どうぞ。

○時崎委員 会議が始まる前に資料にある過去の自分の発言を読んで、私はこんなことを言っていたのだなと思ったのですけれども、そうやって思うぐらい、今は、卒後ではなくて、もう在学中から結構自立し始めているので、この発言をしたときよりかなり進んでいるなと思ったのです。状況としては、医ケア児はいい方向に進んでいるということを実感しました。

当時、私は、学校を卒業したタイミングで子どもが自立するのがいいのかなと考えていますと言っていたのですが、今は、卒業したタイミングではなくて、学齢期のうちに自立の方向にどんどん向かっているのです。この発言は平成30年と書いてあるのですけれども、今は、この発言をしたときよりずっとずっと進んできているのかなと感じました。

そして、自分の子どもが高等部に進学して、卒後のことに直接関わることになってすごく感じているのは、24時間呼吸器を使用しているお子さんの受入先は生活介護事業所になるのですけれども、まだまだ足りないというか、物すごく少なくみんな苦勞しているということです。受入先が少ないので、放課後等デイと生活介護を一緒にやっている多機能型事業所というのを立ち上げて始めてくれている方などもいるのです。

今、放課後等デイは、国や札幌市のおかげで充実してきていると思います。そこだと、放課後等デイと同じような人員で呼吸器の子も受け入れてもらえるのですが、生活介護の年齢になると、体ももっと大きくなるし、思春期でいろいろケアも増えてくるにもかかわらず、単価が下がってしまうという現状があって、せっかく入れるところがあっても、経営を成り立たせるためには大きな子ばかりは入れないという状況になってくるのです。

昔、考えていた自立と逆転現象になってしまうのですけれども、学齢期のほうが受け入れられやすくなってきているのです。学校もおかげさまで母子分離が結構進んでいますので、学校のときは離れていられる、その後、放課後等デイに行ってくれたら続けて預かってもらってお勉強してもらえる、だから、自分も働けるとなるのですけれども、生活介護事業所に行くと、結構早く終わってしまうので、そうしたらまたフルタイムで働けないと

いう時代が戻ってきてしまいます。かつ、生活介護事業所自体、24時間呼吸器の子が毎日入れるところなんか絶対にはないですね。週1回とか2回入れればありがたい、そういう状況ですから、卒業してからのほうが大変だなと今感じているところです。

○福井会長 この時崎委員の話については、また誰かにも発言してもらいますが、その前に、佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 自分も似たような話になると思います。

自分は、昨年度まで生活介護事業所で勤務していて、今年から地域支援課という別の部署に移って、今は短期入所や入所の調整を主にさせてもらっています。その傍ら、生活介護事業所からの流れで、養護学校の高等部の進路の先生方ともいろいろと情報交換をさせてもらったりすることもあるのです。その中で、今まで何年間か高等部の先生方が進路状況をまとめてくれたデータもあって、それで市内の事業所の数を大体把握させてもらったりしていました。

その中でいくと、重心の方の受入先としては、札幌市から少し補助金が出たりしているのもあるので、ちょっとずつ増えてきていて、今、過去の実績を含めて、重心の方を受け入れてくれる事業所が80か所近くまで増えてきています。その中で、医療的ケアとなるとどうなのかというと、その半分にも満たない数だと思います。

ですから、私どもの法人でやっている事業所も、放デイは卒業していくのですけれども、やはり、生活介護事業所は卒業した方がどんどんどんどん来られるので、札幌市内もかなり飽和状態になってきているなと思います。私どもの事業所でも、法人では三つの生活介護事業所がありますが、医療的ケアのある方を受け入れるとなると、送迎を含めてかなりハードルが高くなってきて、どうしても受け入れても週1回もしくは2回という話になってしまう状況が出てきています。

その辺の体制はすごく難しくなっていて、さらにその先のところで、今、入所の調整もしているのですけれども、私どもの入所の待機者は大体100名ぐらいいらっしゃるのですが、その中で成人の方が70名ぐらいになっていて、平均年齢が40歳に近づいてきています。皆さん、在宅生活を継続したいという気持ちが多いので、そこで入所というのをなかなか考えられないというところで、施設側の考えと在宅の親御さんとの中で気持ちの乖離というのが結構あって、今までは、そこに対して施設側としても歩み寄るような動きをしてきていなかったもので、これはやばいなということで、この間、守る会の方と話をしたのですけれども、交流して情報交換する場をつくっていきたいなと思っています。

医療的ケア児というところでいくと、つい先日も、今、市内の病院に入院している方で、冬期間に短期入所を使わせてほしいのだけれどという問合せもいただいています。

それ以外にも、今は知的障がいの施設にいるのだけれども、年々医療的ケアがついてきたり、身体機能の障がいが重くなってきて知的障がいの施設で見られなくなってきたから私どもの施設に移行できないかという感じのお問合せが増えてきています。

そのはざまにいるような方たちの行き先がかなりなくなっているのだなというところを

改めて実感してきているので、まさに医療的ケア児の方たちも、現状を整理することがまず第一だとは思いますが、将来の行き場所というか、居場所をもっと整理していかないと、親御さんを含めて共倒れになってしまうのではないかとというような心配をしながら、いろいろ調整、相談をさせてもらっているような状況です。

○福井会長 前半で就学前の幼稚園や保育所での医療的ケアの子どもたちへの対応について考えてきたのですが、子どもたちというのはどんどん成長して時代が繋がっていて、現在進行系で、例えば、さっき成人になるときの話をしましたが、私たちも、きちんとした情報や課題を共有していないところがあるのではないかと。さっきの窪田委員の生々しいご指摘もそうだし、Aさん、Bさんがこれから行くところを確保できない、受入れ体制もなかなかつくられないと。

私の経験でいうと、生活介護事業所さえあれば何とかなるなという時代はもう既に過ぎていて、量もそうだし、医療的ケアの質も担保してあげなくてはならない、成人については、そんなような状況になっているのだろうなというふうにお話を聞いておりました。

そこで、先ほど林係長から出していただいた課題の整理の①②③を見て、これはほとんどつながっていることですが、私たちは、社会として、成人になった一人一人の医療的ケアを受けられる居場所づくりをどう支援してあげるか、環境を整えてあげるかというのが一つの命題になってきているような気がします。生活介護事業所で安心していたという時代ではなくて、既に、そこが私たちの重要な役割にもなってきているというふうになんか感じていました。

先ほど、林係長から提案があった勉強会ですが、今、佐々木委員や窪田委員がいろいろなエピソードや肌感覚のことを話してくれたので、一度、この検討会で、いわゆる現場の人から情報ももらって、私たちがその課題を共有していくという作業をしてみたらどうかと思います。

私たちは、数もそうだけれども、実態をつかんでいないのです。それこそ、札幌市内に生活介護事業所がどのくらいあって、何割の生活介護事業所で医療的ケアを受け入れているのか、どのぐらいの数の方がどんな内容を受け入れてどんな体制をつくっているか、分からないのです。私たちは、もう一度そういう整理をしまして、高等部、あるいは、高等学校からそこに移行するための情報を当事者に提供していくという役割を持っているのだろうと思うので、ここら辺は、この検討会で勉強する機会を事務局につくっていただきたいと思うのですが、皆さんのご意見を聞かせてください。

先ほどの自立支援協議会の情報、あるいは、養護学校の進路の先生方が持っている情報、改めてそういうのを私たちが目にする中で分かることがあるのではないと思うのですが、そういう機会を設けてもらうことはよろしいですか。

○射場委員 相談を受けている中で、やはり、小学校高学年ぐらいから中学生のお母さんたちは、もう既に生活介護事業所のことですごく不安になっている方が多いと思うのです。

ただ、私たちも情報がないので、提示できないところもあって、そうだよねとお話を聞くぐらいしかできないのです。生活介護事業所へ行ったらこういうのがあるよとかは言えたとしても、その先の見通しがなかなかつかめなかったり、お話しできないところもあるので、勉強会をしていただけると、私たちも知ることができて、お母さんたちにも安心感を与えられるかなと思いますので、ぜひ、していただけたらいいなと聞いていて思いました。

○福井会長 分かりました。

窪田委員、どうぞ。

○窪田委員 射場委員からのご質問ですが、もちろん、全てのお答えはできるわけではないですけれども、学齢期を過ぎた後は、加藤副会長がおっしゃるとおり、すごく広い範囲の話になっていくと思いますが、一旦、この場でその広い範囲のことを議論していくというのは、そういう実態があるということは知ったほうがいいなとは私も思います。

重複障がいに関するプロジェクトチームで話し合った最終的な調査結果を見ると、ある程度整理はされていると思いますので、林係長にお願いして何らかの形で委員の皆さんに送っていただければと思います。3年ほど前のものになると思いますが、僕は、成人の状況はそこからさほど変わっていないとしか思えないのです。今も現場で動いていますけれども、よくは変わっていない、居場所や選択肢がどんどん少なくなっている、ただ、生活介護が広がっても数は増えていかないという実態はあまり変わっていないかなと思います。

当時は多職種の中で、それこそ稲生会の方や溪仁会の方、今日いらっしゃる楡の会の方、麦の子の会の方、いろいろな方とお話ししてきていまして、そのときに現場に入っている人たちの意見でまとめたものをぜひ共有させていただきたいとすごく思いますので、林係長、重複障がいに関するプロジェクトチームでまとめたデータについて、どうぞよろしくお願いいたします。

○福井会長 私たちがやるべきことというのはたくさんありまして、できることも増えているけれども、課題はやはり動いているので、これで終わりということはないし、その課題がどんなときにどんなふうに起きているのかが私たちは分からないので、この検討会に各部局の人から最新の情報を提供していただいて、私たちは、その根拠に基づいて議論していく必要があるのだらうと思います。

それから、時々思うのですけれども、今、所管されている市役所のいろいろな部局の人がそれぞれ担当されている医療的ケアに関わるお仕事があるわけです。先ほどの保育所への看護師の事業は、私たちも一部しか分からないのですし、小・中学校で看護師の配置がどんどん進んでいるのだけれども、今年の状況が分からないのです。この検討会には、最新の情報が提供されていないのです。

ですから、申し訳ないのですが、この協議会の内部委員の方は、自分たちの最新の情報を常にアップして提供してほしいのです。特に、医療的ケアに関わっては、文科省が検討会の成果物をいっぱい出しているのだけれども、ここにいる限りは分からないのです。自

分たちが所管している大切な情報だと思うのだけれども、私たちに適時提供してください。それで、ここの委員として同じ土俵に立てるのです。そうでないと、勝手な意見や狭い意見しか言えなくなるので、申し訳ないのだけれども、適宜、そういうような意識で検討会の委員に情報提供をしてほしいと思います。

予算が伴うような難しい問題というのは後からでいいのですけれども、とにかく、今年は国がこんな施策を取っていますよなど、動きを伴うようなものはぜひ提供していただければと思いますので、内部の委員の方をお願いをしたいと思います。

林係長、どうぞ。

○事務局（林調整担当係長） 今のお話、ありがとうございます。

情報の提供の仕方ですが、この検討会を通じて皆さんにどのように情報を共有させていただけるかというのを事務局としても改めて考えていきたいと思いますので、引き続き、課題としていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○福井会長 大分時間もたってきたので、一旦、ここで事務局にお返しして、何か連絡事項などがありましたら受けたいのですが、その前に何かご意見等があったらお願いします。

加藤副会長、お願いします。

○加藤副会長 この医療的ケア児等支援センターは、本当に大切な場所だし、地域で暮らしていくお子さんを持って不安になっているお母さんたち、ご家族にとって、本当に大事な場所だと思うのです。これは全道域ですから、札幌では、センターを中心としてどんなネットワークをつくっていくのかというのがすごく大事になって、でも、センターがあるから全部そこに何でもかんでもというわけには絶対いかないし、地域でできる資源や、そこでの人材も一緒に育てていながら、地域のネットワークの中でセンターに相談できるという階層的なネットワークづくりというのが大事になっていくと思います。

今の皆さんのお話も、事業はいろいろあるのだけれども、それがつながっていない、情報が一つになっていないというのはすごくもったいないです。札幌市はこれだけたくさんいろいろなサービスを提供しているところがあるし、細やかなことをいろいろやっているというお話を伺うこともあるので、センターができたから何でもセンターにお願いする、何でもセンターに行ったらいいという話ではないと思うのです。

我々が地域をつくっていく中で、センターの力を借りていくという仕組みは、誰かがつくって、はい、それでやってくださいという話ではなくて、皆さんと一緒に考えていかなければならないかなと考えています。地域の資源や、頑張ってやろうとしている方々をどう応援していくのか、金銭的なハード的なものはもちろんお願いしていかなければいけないと思いますけれども、もう一方では、ソフトの面、人と人とのつながりの中で拾えることもたくさん出てくると思いますし、そういうものを描いていきたいという思いもありますので、ぜひ、皆さんにもそこに力を貸していただきたいなと思います。

今後も、またよろしくお願いします。

○福井会長 ほかの委員の方から、最後に何かご意見、ご要望などがありましたらお聞か

してください。

時崎委員、どうぞ。

○時崎委員 コロナ禍になって大分たちます。Zoomでの会議も、やらないよりは全然いいのですが、やはり、みんなが集まって、会議が終わった後のちょっとしたフリートークでもないですけども、みんなで雑談をしてほっとする、あの時間がすごく大事な時間だったので、感染が落ち着いたらリアルで、みんなでもた集まって会議をやりたいと思いました。

○福井会長 私は、現役のときは毎日帰らないで遊んでいたのですけれども、今はずっと自粛が続いておりますので、大分窮屈になってきております。

皆さんの顔を拝見しながら、本当に忌憚のない話が聞ければいいですね。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

課長、よろしくをお願いします。

○事務局（児玉企画調整担当課長） 最後に、事務局から連絡事項でございます。

本検討会につきましては、今年度はあと一回程度、年度の後半に開催を予定しております。

次回につきましては、できればオンライン以外での開催というのも考えたいと思いますし、時間につきましても19時からということで予定しております。

詳細は事務局より追ってご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、長い時間、遅くまで、非常に有意義なご意見をたくさんいただきまして、大変勉強になりました。

どうもありがとうございました。

事務局からは、以上でございます。

3. 閉 会

○福井会長 お疲れさまでした。

顔を合わせて話をすると、私たちがやるべきことが限りなくあるのだなと思いました。もう一つは、いろいろなことが進んでいるので、やってよかったなという実感も実は持っているのです。

それらの評価は、障がいを持っている当事者や、その周りにいるご家族の人たちがどう実感するかであり、私たちがこれでいいということではなく、その一人一人が、支援を受けているのだとか、これからの不安をいろいろな人たちが応援してくれるのだ、そんなような思いを感じられるような私たちの仕事にしていければなというふうに思っています。

皆さんも、またそれぞれの場所でご活躍を期待しております。

今日は、どうもありがとうございました。

以 上